

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

【商品分類】追加型投信／海外／株式

【設定日】2016年12月21日

【決算日】原則3月、6月、9月、12月の各4日

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	9,284円
純資産総額	28.55億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

構成比率

	純資産比
スイス株式マザーファンド	99.19%
コール・ローン等	0.81%

期間別騰落率

	当ファンド
過去1ヶ月間	-0.24%
過去3ヶ月間	1.72%
過去6ヶ月間	-0.46%
過去1年間	-1.48%
過去3年間	9.91%
過去5年間	10.14%
設定来	56.70%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものとして計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※ 設定來のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものとして計算しております(以下同じ)。

※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。

※ 当ファンドは、ペチマークを設定しておりません。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

2024年06月	0円
2024年09月	0円
2024年12月	0円
2025年03月	0円
2025年06月	0円
設定来累計	5,700円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

構成比率(マザーファンド)

	純資産比
株式	99.16%
コール・ローン等	0.84%

組入上位10銘柄(マザーファンド)

銘柄名	通貨	発行国/地域	業種	純資産比
1 NESTLE SA-REGISTERED-B	スイス・フラン	スイス	生活必需品	10.5%
2 NOVARTIS AG-REG SHS	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	10.2%
3 ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	9.6%
4 ABB LTD	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	7.9%
5 UBS GROUP AG	スイス・フラン	スイス	金融	7.5%
6 LONZA GROUP AG-REG	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	4.8%
7 ACCELLERON INDUSTRIES AG	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	4.6%
8 SWISS RE LTD	スイス・フラン	スイス	金融	4.3%
9 ALCON INC	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	3.3%
10 SANDOZ GROUP AG	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	3.2%
組入銘柄数				31銘柄

※ 業種別分類は、世界産業分類基準に準じて UBP インベストメンツが分類しています。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

組入上位10銘柄の紹介

組入銘柄	銘柄紹介
1 NESTLE SA-REGISTERED-B (ネスレ)	多国籍食品加工会社。広範囲にわたる食品の製造・販売を手掛ける。製品は、ミルク、チョコレート、菓子類、飲料水、コーヒー、クリーマー、調味料、ペットフードなど。
2 NOVARTIS AG-REG SHS (ノバルティス)	医薬品会社。医薬品および消費者用ヘルスケア商品を製造。医薬品の分野は、心血管疾患、呼吸器疾患、感染症、腫瘍、神経系疾患、移植、皮膚病、胃腸系疾患、泌尿器系疾患、関節炎など。また、診断薬およびワクチン、視力関連、動物用ヘルス商品なども製造する。
3 ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN (ロシュ・ホールディング)	製薬会社。心血管疾患、伝染病、自己免疫疾患、呼吸器疾患、皮膚病、代謝異常、腫瘍、移植、中枢神経系などの疾病を対象とする処方薬を開発、製造する。
4 ABB LTD (ABB)	電力・自動化テクノロジー会社。事業分野は、発電、電力システム、オートメーション製品、工程自動化、ロボット工学など。
5 UBS GROUP AG (ユーピーエス)	金融サービス会社。個人、法人、機関投資家向けに金融サービスを提供する。投資銀行業務、小売銀行業務、法人・機関投資家向け銀行業務、総合的な資産運用計画および資産運用サービスのほか、ファンド管理、第三者ファンド運用などの証券サービスも手掛ける。
6 LONZA GROUP AG-REG (ロンザ・グループ)	有機化学薬品、殺菌剤、活性剤、バイオ製品などのメーカー。カスタマイズされた化学品の製造および発酵加工に従事。生命科学、医薬、食品加工、農産品メーカーなどに向けた製造施設を欧州、米国、中国に所有する。
7 ACCELLERON INDUSTRIES AG (アクセラロン インダストリー)	過給機と過給機部品の開発、製造、サービスを行う。エンジンの過給技術と最適化ソリューションを提供し、より少ない燃料と排出ガスで環境への影響を低減する(ABBが過給機部門を分社化)。
8 SWISS RE LTD (スイス再保険)	再保険会社。保険や保険連動型金融市場商品を提供する。自動車、賠償、傷害、エンジニアリング、海上、航空、生命、健康などの各種保険を取り扱う。自社および他社向けの債券・株式投資管理も提供する。
9 ALCON INC (アルコン)	アイケア製品製造会社。世界的に医療業界へサービスを提供し、硝子体網膜や白内障手術装置、コンタクトレンズ、光学技術製品などを手掛ける。
10 SANDOZ GROUP AG (サンド・グループ)	製薬会社。ジェネリック医薬品およびバイオシミラー(バイオ医薬品の特許期間が終了した後に、異なる製薬会社により開発された同等・同質の医薬品)の製造、販売を行う。世界各地に拠点を持つ。

※ 上記内容は、組入銘柄の紹介を目的として運用委託会社からの情報を基に弊社が作成しており、記載銘柄の推奨を行うものではありません。

※ 上記内容は、作成段階で入手した情報をもとに作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。

※ 当ファンドでは銘柄入替を行うことがあるため、現在の銘柄と異なる場合があります。

<ご参考>

為替ヘッジコスト

2016/12/21～2025/08/29



為替ヘッジコスト	
2025年7月31日	-0.39%
2025年8月29日	-0.52%

* 為替ヘッジコストは、スイスフランと日本円の3ヶ月フォワード・スプレッドを年率換算したものであり、実際の為替ヘッジコストとは異なります。
* 為替ヘッジコストがプラスの場合はコストの支払い、マイナスの場合はプレミアムの受け取りとなります。

出所：投資信託協会

主要株式指数

2016/12/21～2025/08/29



スイスパフォーマンス指数	
2025年7月31日	16,525.39
2025年8月29日	16,907.81

* 休日の場合は直近の指数值を表示しております。
* 上記指數はベンチマークではありません。

出所:Bloomberg

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

ファンドマネージャーコメント

○先月の市場動向

8月のスイス株式市場（SPI指数）は、2.31%の上昇となりました。月前半、ウクライナ停戦への期待や、企業業績が総じて良好であったことなどを背景に、スイス株式市場は堅調に推移しました。18日、トランプ大統領がウクライナのゼレンスキーワークス大統領や欧州首脳らと会談後、ウクライナとロシアの首脳による直接協議の開催に向けた調整を始めたことが明かされ、市場は続伸しました。その後は、高値圏で推移している株価に対し、短期的な利益確定の売りが出たことや、フランスにおいて、財政再建に向けた予算削減を巡り、同国の政治・財政の先行き不透明感が台頭したこと、FRB（米連邦準備理事会）の独立性を巡る懸念などが重石となり、スイス株式市場は上値の重い展開となりました。

○先月の運用状況

8月は銘柄入れ替えを実施せず、概ね現状のポートフォリオを維持しました。当ファンドの騰落率は、保有するスイス株式が下落したことなどから、0.24%の下落となりました。

○今後の見通し

スイス株式市場の見通しは、依然としてプラス圏を維持するEPS（一株当たり利益）の成長や、バリュエーションの拡大余地などを背景に、比較的堅調であると考えられます。ただし、米国による高水準の39%の関税率が課されれば、特にEPSの成長を抑制する形で、スイス株式市場にはマイナスの影響が及ぶと見込まれます。このリスクは、とりわけ医薬品輸出に同率の関税が課された場合に顕著となり、さらにMFN（最惠国待遇）に関する規制上の制約が重なれば追加的なハードルになる可能性もあります。

当ファンドの戦略は、強固なファンダメンタルズを有する企業に焦点を当てているため、良好なポジションを保持していると考えられます。また、市場の様々なセグメントにわたって、構造的な成長機会を有する企業へのエクスポートジャーを維持しています。現在の環境下においては、特に高い価格決定力や参入障壁を有する企業や、地域に根付いて事業を展開する企業に焦点を当てており、これによって関税のマイナスの影響を緩和できると見ています。

（運用委託先からの情報を基に当社が作成）

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

| ファンドの特色

- 1 スイス株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
 - マザーファンドにおけるスイス株式等の運用指図に関する権限を、「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」に委託します。
- 2 主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界No. 1のリーディングカンパニーへ集中投資します。
 - 世界No. 1のリーディングカンパニーとは「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると認められる企業を指します。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより、為替変動リスクを低減する運用を行います。
- 4 原則、年4回決算を行います。
 - 3、6、9、12月の各4日。当該日が休業日の場合は翌営業日。
 - 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

- 当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄※が存在するファンドをいいます。

※ 支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合。以下同じ。）が10%を超える、または超える可能性が高いものをいいます。

• 当ファンドの実質的な投資対象であるスイス株式市場には、構成割合が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。そのため、当ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があります。特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

| 投資リスク①

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあります、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆為替変動リスク

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行いますが、全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆銘柄集中投資のリスク

当ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

| 投資リスク②

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

| お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込不可日	スイス証券取引所の休業日においては、お申込みの受付ができません。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとします。 ※ 受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事態※が発生したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。 ※ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき
信託期間	無期限（設定日 2016年12月21日）
繰上償還	次のいずれかの場合には、線上償還させることができます。 <ul style="list-style-type: none">受益権の残存口数が10億口を下回ることになった場合繰上償還することが受益者のため有利であると認めるときやむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則3月、6月、9月、12月の各4日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年4回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	委託会社のホームページ(https://www.sompo-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	<ul style="list-style-type: none">課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

| ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入価額に 3.85% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価になります。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。												
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.848% (税抜1.68%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。 <table border="1"><thead><tr><th>支払先</th><th>配分(税抜)</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>年率0.90%</td><td>ファンドの運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年率0.70%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンデの管理等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率0.08%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></tbody></table> ※ 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したユニオン バンケール ブリヴェ ユーピーピー エスエーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.50%を乗じた額とします。[ファンドの運用の対価]	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	年率0.90%	ファンドの運用の対価	販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンデの管理等の対価	受託会社	年率0.08%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容											
委託会社	年率0.90%	ファンドの運用の対価											
販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンデの管理等の対価											
受託会社	年率0.08%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none">監査法人に支払うファンド監査にかかる費用有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料外国における有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用信託財産に関する租税 等 ※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。												

- 当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 SOMPOアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ : https://www.sompo-am.co.jp/ 電話番号 : 0120-69-5432 ●リテール営業部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時に渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。ただし、登録金融機関の仲介で金融商品取引業者からご購入いただいた場合は、この限りではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社意見等は予告なく変更することがあります。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○	○			
株式会社SB I証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第77号	○		○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○	○			
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○	
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社SB I新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SB I証券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○				
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○				

＜備考欄の表示について＞

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

＜ご留意事項＞

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。